$\bigcirc$ 都 市 再 生 特 加 措 置 法 平 成 + 兀 年 法 律 第 抄

市

第 でニ〜 〜 定 十 民 略め四間 る条都 微認再 な定生 変事事 更業業 を者計 除は画 く `の °計変 一画更 をのし し認 よ定 うを と受 すけ るた と民 き間 は都 市 国再 土生 交事 通業 大計 臣画 0, 認以 定下 をっ 受認 け定 な計 け画 れし ばと ない らう な。 ر ، *پ*  $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$ 変 更 玉 土 交 通 省 令

第 市

2

-掲に二( げよ十民 け間 て都 行市 う開 業発 務法 の第 ほ四 か条 `第 \_ \_ の項 法各 律号 のに 目掲 的げ をる 達業 成務 す及 るび た民 め間 `都 国市 土開 交発 通法 大第 臣十 の四 承条 認の を八 受第 けー て項 `O 次規 に定

イう車 めるめ °場次る港ら認るり九間 認すにイン信す整不は化し専定認ンそにも湾れ定業国条都 定る掲かの託る備動当に `ら事定のの掲の計た事務土 事額げら受へ同さ産該関当 `業事整他げを画同業を交民機 業のるニ益受条れ特株す該認の業備のる施に法と行通間構 者範債ま権託第た定式る認定施者に建方行お第しう大都の が囲務でのし三認共会法定事行へ要築法すい十てこ臣市業 認内をに取た項定同社律建業を専す物にるて二公との機務 定に保掲得土に建事若へ築者目らるのよ認定条共が指構の 地規築業し平物か的認費利り定めの施で示は特 に定物法く成等らと定用用 `事ら五設きを `例 認す等へは十の認す事の者認業れ第へる受民 定るを平特年管定る業額及定者た四都 建不取成定法理事株ののび事に同項市 築動得六目律及業式施範都業対法第計 物産し年的第びの会行囲市者し第二画 等特、法会百処施社を内のの、二号法 を定当律社五分行に目に居認当条のへ 整共該第が号をに限的限住定該第施昭 備同認七発ご行よるとる者事事五設和 し事定十行第うり。す。等業業項又四 業建七す二こ整つるつのののは十 当契築号る条と備が株に利施施港港三 該約物ご社第をさ発式つ便行行湾湾年 認に等第債三目れ行会いのにに施法法 定基の二の項的るす社て増要要設へ律 建づ管条取にと建る又支進すすで昭第 築く理第得規す築社は援にるるあ和百 定る物債有す寄費費る二号 す株及の限る与用用も十一 る式び取会こすのにの五第 特会そ得社とる一充に年四 。施部て限法条 設へるる律第 (公資 )第六 以共金一二項 下施のの百の こ設一整十都 の並部備八市 条びをに号計 にに無関)画 おこ利す第施 いれ子る三設 てにで事条 「準貸業の都 公ずしで三市 共る付あ第計 施避けつ一画 設難るて項に 等施こ政にお 一設と令規い と、°で定て い駐 定す定

認 定社の に 目 `敷 限 る 的有地 会限( 社会以 に を社下 い若っ 対 うし認 す く定 る 以は建 出 下特築 資 同定物 又 じ目等 は °的一 認 ) 会と 定 に社い 事 対へう 業 す資。 者 る産) 車 出のを 資流取 b

とは 又動得 物出及二 等資び項 処に 分規 を定 行す うる こ不 と動 を産 内取 容引 ٤ \_ す認 る定 も建 の築 に物 限等 るを 。整 ) 備 をし 対 ` 象又

 $\mathcal{O}$ 理 及 び 処 分 を 行 う لح を 内 容 す る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る

イ相 当次 事限証げ 業るする 。る方  $\mathcal{O}$ こ法 施 行 とに 。準 に 要 たず す だる る しも `D 費 用 認と に 定し 充 事て て 業国 る 者士 た が交 認通 8 に 定省 行 事令 う 業で 資 と定 金 しめ てる  $\mathcal{O}$ 借 施方 入 行法 n す 又 る は 公 社 共 債 施  $\mathcal{O}$ 設 発 等 行  $\mathcal{O}$ に 整 係 備 る に 債 要 す 務 る 費 用  $\mathcal{O}$ 額 に

ホ

四一 条施 行  $\sim 0$ 略認 可

口 一各定目認 略号事的定 一に業会事 揭者社業 げにが者 る対行か 業しうら 務、資の に必金認 附要の定 帯な借建 す助入築 る言れ物 業 \ 又等 務あはの をつ当取 行せ該得 うん株に こそ式要 との会す 。他社る の若費 援し用 助くに をは充 行特て う定る こ目た と的め °会 ` 社前 が号 行口 うに 社規 債定 のす 発る 行株 に式 係会 る社 債 ` 務有 限 会 社 若 L < は 特

2 • 五四 3 前認定

第

北六〇 海十権 道三限 開条の 発 委 局こ任 長のご に法 委律 任に す規 る定 こす とる が国 で土 き交 る通 。大 臣  $\mathcal{O}$ 権 限 は 玉 土 交 通 省 令 で 定 8 る ろ に ょ ŋ そ 0 \_\_ 部 を 地 方 整 備 局 長 又

は

 $\bigcirc$ 土 地 区 画 整 玾 法 昭 和 +九 年 法 律 第 百 + 九 号

8 76542第 業こ的ここここ3条定 にのとのののの つ法な法法法法へへ い律つ律律律律略略 てにてにににについ 都おいおおおお 市いるいいいい 計て宅てててて 画「地「「「 に施を借宅公施 定行い地地共行 め区う権一施地 ∘ □と設区 とは「「 は `とと 、公はは 借共 、、 地施道土 借設路地 家の `区 法用公画 (に園整 平供 、理 成さ広事 三れ場業 年て、を 法い河施 律る川行 第国そす 九又のる 十は他土 号地政地 一方令の に公で区 い共定域 う団めを 借体るい 地の公う 権所共。 を有の いす用 いるに `土供 一地す 借以る 地外施

事 目 ら域 れー たと 施は 行 ` 区都 域市 を計 い画 う法 昭 和 兀 +三 年 法 律 第 百 号 第 十 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 土 地 区 画 整 玾

玾 事 業  $\mathcal{O}$ 施

4 3 2 第  $O \equiv \bigcirc$ 。地 X 画 理 組 合 当 該 権  $\mathcal{O}$ 目 的 で あ る 宅 地 を 含 む 定  $\mathcal{O}$ 区 域

にでに国都土宅条土 つあよ土道地地 地 いるり交府にに、区 てと急通県つつ略画 は認施大又いいご整 自めを臣はてて らら要は市土所 施れす、町地有 行るる施村区権 しもと行は画又 `の認区、整は そ又め域施理借 のはらの行事地 他都れ土区業権 の道る地域をを も府もにの施有 の県のつ土行す に若のい地する つしうてにる者 いくち `つこが ては `国いと設 は市国のてが立 都町土利土です 道村交害地きる 府が通に区る土 県施大重画 又行臣大整 はすがな理 市る施関事 町こ行係業 村とすがを にがるあ施 施著公る行 行し共土す すく施地る べ困設区こ き難に画と こ若関整が としす理で をくる事き 指は工業る 示不事で す適と災 る当併害 こでせの とあて発 がる施生 でと行そ き認すの るめる他 。らこ特 れと別 るがの も必事

一の設

と土を

は地い

`をう

借い

地う

権

2 びて 第都第 八市三 十計条 九画第 条法一 第第項 一五に 項十規 の九定 規条す 定第る の四者 適項が 用に施 に規行 つ定区 いす域 てるの は認士 `可地 ことに のみつ 限ない りすて で。施 なた行 いだす 。しる `土 同地 法区 第画 七整 十理 九事 条業 、に 第つ 八い 十て 条は 第、 一前 項項 `に 第規 八定 十す 一る 条認 第可 一を 項も

及つ

3 5 がつ `の又生 考 再画再 宅 区とこ に六へ 事画事事た事共高でい都施は特高慮市開に開都が住」認と住お条事 業に業業め業有度きて市行特別度し街発お発市先宅とめを宅い 計適計計に計持利る `再地定措利て地事い事計行先いら目のて第計 画合画画必画分用。土生区地置用相再業て業画し行うれ的需は四画 地特に区法地当開をはを法て建 。ると要 、条、 の別含計(区と発一、い第建設)場すの施第 合地む画平へ認事体国う十設区を合る著行一 理区土等成都め業的土。二さは定に土し地項 的の地区十市ら区に交以条れ `めは地い区の か区区域四計れの施通下第る施る `区地及事 つ域画の年画る面行省同二見行こ国画域び業 健又整都法法規積す令じ項込地と土整に工計 全は理市律第模はべで。のみ区が交理係区画 な特事再第八と、き定 規をにで通事る、 高定業開二条し第土めに定考おき省業都 `お 度地の発十第な八地るつに慮ける令の市設い 利区事法二一け十のといよしる 。で事計計て 用計業第号項れ五区こてりて住 定業画のは の画計二一第ば条域ろ都市相宅 め計区概、 推等画条第三なのへに市街当の る画域要国 進区にの三号ら三以よ計地と建 とにで `土 を域お二十のな第下り画再認設 こお国事交 図内い第六高い一「、に開めを ろい土業通 るのて一条度。項市当定発ら促 にて交施省 べ全は項第利 の街該め事れ進 よは通行令 き部、第一用 規地施ら業るす り、大期で `施臣間定 土又国三項地 定再行れ、規る 地は土号の区 に開区た都模上 住行が及め の一交に規を よ発域施市とで 宅地指びる 区部通規定い る事内行再し効 を区定資と 申業の区開な果 先にす金こ 域へ省定にう (市令すよ。 出区全域発け的 行おる計ろ が一部を法れで 以街でるる以 しけも画に 下地定特都下 見と又そへばあ てるのをよ 込いはの昭なる 建住の定り 「再め定市同 設宅区め、 高開る地再じ まう一施和らと 。部行四な認 度発と区生。 れ すの域な施 利事こ計特し るごに地十いめ べ建にけ行 もをつ区四。ら 用業ろ画別の き設おれ地 推区に等地区 の定いに年 土をいば区 れ にめて含法 進がよ区区域 る 地促てなへ 区定り域を、 つる、む律 位 の進新ら施 」め、をい都 いこ土土第 区すたな行 置 とら当いう市 てと地地三 に 域るにい地 いれ該う。再 (た住 。区 のが区区十 定 うた高。以生 換で画画八 8 以め宅 を 。区度以下特 地き整整号 下特市 工 )域利下同別 のる理理) そ 一別街 区 地。事事に をを用同じ地 住な地 に  $\mathcal{O}$ 定除地じ。区 業業よ 宅必を 分 積 面 めく区。) とのる 積 先要造 け  $\mathcal{O}$ る。の)の都 合 市事市 は 行が成 る こ

区
を
区市 建あす 場 計 街業街 とに域そ域再 な 地計地 設るる 合 住

るび のしはに要にを推 設て `おなお与進 定定公い公いえ区 にめ共て共てるの つな施は施は土面 いけ設、設、地積 てれそ施及環のは 必ばの行び境地 ` 要な他地宅の積第 ならの区地整と八 技な施はに備の十 術い設施関改合五 。又行す善計条 は区るををの 土域計図考四 地の画り慮第 区内が `し一 画外適交て項 整に正通相及 理わにの当び 事た定安と第 業らめ全認二 にならをめ項 関いれ確らの すよて保れ規 るういしる定 都にな、規に 市定け災模よ 計めれ害とる 画 `ばのし申 が事な発な出 定業ら生けが め施なをれ見 ら行い防ば込 れ期。止なま て間 しられ `なる いは る適 そいも  $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$ 場切  $\mathcal{O}$ 合に 他 に に定 健 0 おめ 全 11 7 いな な てけ 市  $\mathcal{O}$ はれ 街 換 `ば 地 地 そな を  $\mathcal{O}$ のら 造 地 都な 成 積 市い す 及

11 10 9

宅

地

以

外

 $\mathcal{O}$ 

土

地

を

管

理

す

る

者

0

承

基

は

玉

+

交

诵

省

令

で

定

8

管七 理条 す る第 者四 の条 承第 認一 を項 得の な事 け業 れ計 ば画 なを ら定 なめ いよ 。 う لح す る 者 は 宅 地 以 外  $\mathcal{O}$ 土 地 を 施 行 地 区 に 編 入 す る 場 合 に お い 7 は 当 該 土 地 を

第 可を八へ ~を有条事 略申す 業 一請る第計 し者四画 よが条に うあ第関 とる一す す場項る る合に関 者に規係 にお定権 対いす利 抗てる者 すは認の る `可同 こ事を意 と業申し が計請 で画し きによ なつう いいと 者てす にこる つれ者 いらは ての、 は者そ **`**のの こ同者 の意以 限を外 り得に でな施 なけ行 いれ地 。ば区 なと らな なる いべ 。き 但区 し域 `内 その の宅 権地 利に をつ もい つて て権 認利

 $\mathcal{O}$ 基 進 等

3 2 第 略認  $\smile$   $_{\overline{\mathsf{PJ}}}$ 

5 4 規 に項施 九へ 準第一つに行都へ条施 若三略いお者道略 行 し条でていの府でへの はて氏県 く第 `同名知 は一 国じ又事 規項 土。はは 約の 交 名、 若規 し定 通そ称第 くに 大の、四 はよ 臣他事条 事る 及国業第 業施 び土施一 関交行項 計行 画者 係通期に をへ 市省間規 も以 町令 `定 つ下 村で施す てっ 長定行る 第個 にめ地認 三人 施る区可 者施 行事へを に行 地項施し 対者 区を行た 抗一 及公地場 すと び告区合 るい 設しをに 計、工お こう ک ° のか区い が〜 概つにて では 要、分は き ` を施け、 な第 表行る遅 い三 示区場滞 。項 す域合な  $\mathcal{O}$ るのにく 公 図土お、 告 書地い国 をにて土 が あ 送つは交 付い )通 る ま して施省 で な施行令 け行地で は れす区定 施 ばる及め な土びる 行 者 ら地工と لح な区区こ い画。ろ L 。整以に て 理下よ

な組 こ定 を合 `十へ 、け合前とに組管を定四設 略れが項がか合轄設款条立 ` ばそのでかをす立及 の なの規きわ設るしび第認 ら申定るら立市よ事三可 な請に。ずし町う業条 いをよこ 、よ村と計第 。しりの七う長す画二 よ設場人とをるを項 う立合以す経者定に とさに上る由がめ規 すれお共者しそ `定 るたい同はてのそす と組てし、行申のる き合はて事わ請組土 はは、、業なを合地 ``前定計けしの区 国都項款画れよ設画 土道後及のばう立整 交府段び決なとに理 通県の事定らすつ組 省知規業になるい合 令事定基先いとてへ でのを本立。き都以 は道下 `府 ¬ 国県組 土知合 交事し 通のと 省認い 令可う でを。 定受) めけを るな設 とけ立 これし ろばよ になう よらと りなす いいる 施。者 行こは 地の、 区場七 と合人 なに以 るお上 べい共 きて同 区 、し 域組て

定認準方つ め可用針て るをすを組 と受る定合 こけ。めを `設 そ立 のす 組る 合必 の要 設が 立あ にる つと い認 てめ 都る 道場 府合 県に 知お 事い のて 認は 可、 を前 受項 けの る規

3 ろて に ` よ事 り業 `計 施画 行を 地定 区め をる 管も 轄の すと るす 市る 町。 村こ 長の を場 経合 由に しお てい 行て わ `

2 第 1+\_ 4 六事 条業 略第画 一六及 条び の事 規業 定基 は本 `方 +兀 条 第 項 又 は 第 三 項  $\mathcal{O}$ 事 業 計 画

に

0

11

7

潍

用

す

る

- 4 -

又

は

事こり

業の、

積宅て、十一 と地の施八定 借の者行条款 地地の地 及 権積そ区第び のとれと十事 目同ぞな四業 的意れる条計 としのべ第画 なた三き一又 つ者分区項は てがの域又事 い有二内は業 るす以の第基 宅る上宅二本 地借の地項方 の地同にに針 総権意つ規に 地のをい定関 積目得てすす と的な所るる のとけ有認宅 合なれ権可地 計つばををの のてな有申所 三いらす請有 分るなるし者 のそいすよ及 二の °べうび 以区こてと借 上域ののす地 で内場者る権 なの合及者者 け宅にびはの れ地おそ、同 ばのいの定意 な地て区款 ら積は域及 なと `内び いの同の事 。合意宅業 計し地計 がたに画 `者つ又 そがいは の所て事 区有借業 域す地基 内る権本 のそを方 宅の有針 地区すに の域るつ 総内すい

地のべて

請 が あ 0 た 場 合 に お 11 7 は 政 令 で 定 8 る ろ に ょ り 遅 滞 な 施 行 地 X لح な る ベ

き

4 3 2第 、 書た 区 十<sub>二</sub> 存未面日前域市九借 し登をか項を町条地 な記添らの公村 権 いのえ一規告長への も借て月定しは略申 の地、以にな、一告 と権国内よけ前 みで土にりれ項 な前交当公ばに す項通該告な規 °の省市さら定 規令町れなす 定で村たいる に定長施。申 よめに行 るる対地 申とし区 告こ、と のろそな なにのる いよ借べ もり地き の、権区 は書の域 `面目内 前を的の 項もと宅 のつな地 申てつに 告そてつ ののいい 期借るて 間地宅未 を権地登 経のの記 過種所の し類有借 た及者地 後びと権 は内連を `容署有 前をしす 条申 `る の告又者 規しはは 定なそ、 のけの前 適れ借項 用ば地の にな権公 つらを告 いな証が ていすあ は。るつ

(画 略の 縦 覧 及 び 意 見 書  $\mathcal{O}$ 処 理

3 2 第 ・な加採 5けえ択都へ十事 れるす道略条業 (ばべべ府) 略なきき県 一らこで知 なとあ事 いをるは 。命と じ認前 `め項 そるの のと規 意き定 見はに 書 、よ に第り 係十意 る四見 意条書 見第の を一提 採項出 択又が すはあ ベ第つ き三た で項場 なに合 い規に と定お 認すい めるて る認は と可 ` きをそ は申の `請内 そし容 のたを 旨者審 をに査 意対し 見し 書事そ を業の 提計意 出画見 しに書 た必に 者要係 になる 通修意 知正見 しをを

等 及 び 組 合  $\mathcal{O}$ 成 <u>\\</u>

2 第 のこ な為入 二( 項ろ都いがさ前十設 にに道。同れ項一立 法ての条の およ府 いり県 第い規認 て、知 三る定へ可 十場に略の 同組事 じ合は 四合かし ° Ø ` 条にか 一名第 各おわ そ称十 号いら の `四 のてず 一は、 他事条 に `都 国業第 土施一 該当道 交行項 当該府 通期又 す区県 省間は る域知 令 `第 と内事 で施三 認には めお ` 定行項 るい都 め地に る区規 とて市 事(定 き土計 項施す で地画 を行る な区法 公地認 け画第 告区可 れ整七 しをを ば理条 `エし `事第 か区た 第業一 つに場 十と項 `分合 四しの 施けに 条て市 行るお 第行街 区場い 一わ化 域合て 項れ調 のには 又る整 土お 、 は同区 地い遅 第法域 にて滞 二第と 項四定 つはな V' '< に条め て施 規第ら 施行国 定十れ す二た 行地土 す区交 る項区 認に域 る及通 土び省 可規が 地工令 を定施 区区で しす行 画。定 てる地 整以め は開区

理下る

事こと

な発に

ら行編

8 7 6 5 4 3 2 第 第 8 2 第 5 4 ( ) 業 とけ 事 と 期 の 三へ ++==-=  $\int \overline{\phantom{a}}$ 十総 がれ総を第が第間第理招組理十総 理7十役 7組都に でば会選十で二経三事集合事二会 十事二一会 事 八員 合道つ は〜条の きなを挙四き十過項のを員は条の (事業略条の ~の府い るら招し条る八後の職請が 、 招 略業(計)議 監略 職 略名県て 事~ 。条十規務求組必理集 一の略画 (務 一称知は 次決 と、 略) , 事 , 第日定をし合要事 引一の に事 四以に行た員とは 継 決 揭項 施は国 項内よう場の認、 定 げし 行 `土 に のにる者合五め毎 0 る 事 地第交 規臨請がに分る事 11 事 は 区十通 定時求なおの場業 7 項 玾 そ四大 事 に総がいい一合年  $\mathcal{O}$ は の条臣 よ会あ場て以に度 同 又 他第及 国二び りをつ合は上お一 意 総 は 総招たに `のい回 会 組 土項関 会集場お理同て通  $\mathcal{O}$ 合 交に係 議 通規市 にし合い事意は常  $\mathcal{O}$ 報なにてはを、総 決 職 省定町 告けおは、得何会 令す村 を 員 しれい、そて時を لح 経 でる長 なばて総の会で招 兼 定認に な けな、会請議も集 け め可施 ね れら理の求の臨し れ 7 るを行 ばな事招の目時な ば 事し地 は ないが集あ的総け な な 項た区 ら。正はつで会れ 5 5 を場及 当、たあをば 公合び な な な 11 な監日る招な い VI 告に設 لح 理事か事集ら しお計 認 由がら項すな ないの が行二及るい けて概  $\otimes$ なう十びこ。 る れは要 い。日招と 場 ば、を 合 の以集が な遅表 に 内ので ら滞示 に に理き お 総 ななす V 会 臨由る いくる 。 `図 て を 時を は 招 総記 国書 集 会載 土を 監 1 をし 交送 事 な 招た 通付 は 集書 省し V لح 令な し面 臨 き なを でけ 時 は け組 定れ めば 総 れ合 会 ばに るな を な提 とら 事 こな 招 ら出 は ろい 集 なし

に

ょ

ŋ

。な集、第

いす又一

。るは項

但に選又

しは任は

、 `す第

緊少る二

急くた項

をとめに

要もの規

す会総定

る議会す

場ををる

合開招認

にく集可

お日しを

いのな受

て五けけ

は日れた

`前ば者

二まなは

日でら、

前になそ

ま`いの

で会。認

可

 $\mathcal{O}$ 

公

告

が

あ

0

た

日

カュ

5

月

以

内

に

最

初

 $\mathcal{O}$ 

理

事

及

び

監

す

る

同

項

 $\mathcal{O}$ 

いて

。総

会

に議

この

れ日

ら時

Ø '

事場

項所

を及

組び

合目

員的

にで

通あ 知る

し事

て項

`を

総組

会合

を員

招に

集通

す知

るし

こな

るたし同の地てに 。にと項申権準お第 施あに請の用け七 行る規が申する条 地の定あ告る事の 区はすつに第業規 と「るたつ十計定 な新認場い八画は るた可合て条又事 べにをに、には業 き施しつ第規事計 区行たい二定業画 域地場て十寸基を 」区合、条る本変 ととに第の同方更 、なつ二規意針し 第るい十定をのよ 二べて一は得変う 十き準条事よ更と 一区用第業うにす 条域す一計とつる 第一る項画すい組 六と。、のるて合 項、こ第変組のに 中第の二更合認つ 「二場項 (及可い 第十合及政びをて 三条にび令新申 項中お第でた請第 」「い六定にし十 と施て項め施よ八 あ行 `のる行う条 る地第規軽地との の区十定微区す規 はと八はなとる定 「な条前変な組は 第る及項更る合新 三べびにをべにた 十き第規除きつに 九区十定く区い施 条域九す。域て行 第一条る)の、地 四と中認に公第区 項あ「可つ告十と 一る施のいが九な との行申てあ条る 読は地請前つのべ み「区が項た規き 替施とあに場定区 え行なつ規合は域 る地るた定に本が も区べ場すお項あ の及き合るけにる

とび区又認るお場

す新域は可借い合

4 3

6国で施て都へ 土定行の道略

一交め地も府 略通る区の県 大事へに知 臣項施限事 及に行るは びつ地。、 関い区ご第 係てをを一 市の工し項 町変区たに 村更に場規 長に分合定 に係けにす 変るるおる 更事場い認 に項合て可 係をにはへ る公お、第 施告い遅十 行して滞四 地、はな条 区か、く第 又つ施、一 は、行国項 設施地土又 計行区交は の区及通第 概域び省三 要の工令項 を土区でに 表地。定規 示に以め定 すつ下るす るいことる 図てのこ認 書施項ろ可 を行ににに 送すおよ係 付るいりる し土て、定 な地同組款

け区じ合又

れ画。のは

ば整ご名事

な理そ称業

ら事の `計

な業他事画

いに国業の

。つ土施変

い交行更

て通期に

は省間つ

第 3 2 きい に 省 者四へ る場市お市令組が十賦 °合町い町で合そ一課 に村て村定はの条金 お長は長め、督 いが、はる前促組の て第組 、額項状合滞 は一合第以のには納 、項は一下督お、処 組の、項の促い賦分 合規市の督をて課 の定町規促す指金 理に村定手る定 事よ長に数場し負 はるのよ料合た担 申徴るをに期金 都請収申徴お限

とは納 こ、す ろ市る に町者 よ村が り長あ `にる 督対場 促し合 状 に のそお 送のい 付徴て に収は 要を、 す申督 る請促 費す状 用るを をこ発 勘とし 案がて しで督 てき促 国るし 土 そ 交 诵  $\mathcal{O}$ 

道をし請収いま分 府受たがすてで担 県け金あるはに金 知た額つこ、納又 事日のたと定付は のか百場が款し過 認ら分合ででな怠 可三のにき定い金 を十四おるめとを 受日にい。るき滞 け以相て て内当は 、にす、 地滞る地 方納金方 税処額税 の分をの 滞に当滞 納着該納 処手市処 分せ町分 のず村の 例、に例 に又交に よは付よ り九しり `十な滯 滞日け納 納以れ処 処内ば分 分になを をこらす すれなる るをい。 こ終 と了  $\mathcal{O}$ がし 場 でな 合

をを場都へ十解 除経合道略五散 く過に府ご条ご 。しお県 一たい知 を後て事 しではは てな、 はけ第第 なれ八十 らば十六 な、五条 い前条第 。項の一 たに二項 だ規第に し定五お 、す項い 住るのて 宅認規準 先可定用 行へにす 建事よる 設業り第 区の指六 内完定条 の成さ第 換のれ二 地不た項 に能宅の 住に地規 宅よに定 がるつに 建解いよ 設散てり さその事 れの第業 た他百計 こ事十画 と業七に 等の条住 に廃の宅 よ止二先 りに第行 施よ一建 行る項設 地解に区 区散規が にに定定 おつすめ けいるら るて指れ

住の定て 宅認期い

3 2 第

四一

略

可間る

4 50 6 建 設 へを 略促 淮 す る 上 で 支 障 が な VI لح 認 8 5 n る 場 合 に お い て は 指 定 期 間 内 に お 11 7 t そ  $\mathcal{O}$ 認 可 を す る لح が で き

五業 画  $\sim 0$ 略決 定 及 び 変 更

9 2 第 らけ国 5五へ 13れ土都8十事 ば交道 へな通府へ条計 略ら省県略 ~な令又~ いでは 。定市 め町 る村 とが こ第 ろ五 に十 よニ り条 、第 施一 行項 者の の事 名業 称計 画 事を 業定 施め 行た 期場 間合 `に 施お 行い 地て 区は そ ` の都 他道 国府 土県 交知 通事 省又 令は で市 定町 め村 る長 事は 項 ` を遅 公滞 告な

しく

な

権

10

第 5を六へ 4有十委 す三員 へる条の 選 施举 行権 地及 区び 内被 の選 宅挙 地権

12 U 0 V て 所 有 権 又 は 借 地 権 を 有 す る 者 は 委 員  $\mathcal{O}$ 選 挙 に 0 VI 7 各 筃 0 選 举 権 及 び 被 選 举

2 略

第 に六へ 又 は都 建道 築府 物県 の知 評事 価又 には つ市 い町 て村 経長 験は を、 有都 す道 る府 者県 三又 人は 以市 上町 を村 `が 審第 議三 会条 の第 同三 意項 をの 得規 て定 、に 評よ 価り 員 施 に行 選す 任る し土 な地 け区 れ画 ば整 な理 ら事 な業 いご

3 2 、、減 第第価都 二、十評 一四補道略土五価 項項償府一地条員 の又金県 規はを又 定第交は に五付市 よ項し町 りのよ村 選規うは 任定と、 さにす換 れよる地 たり場計 評定合画 価めにに 員らおお のれいい 意るてて 見建は清 を築、算 聞物土金 かの地若 な部及し け分びく れの土は ば価地保 な額に留 らをつ地 な評いを い価て定 。し存め なすよ けるう れ権と ば利す なのる ら価場 な額合 い並又 もびは のに第 と第百 し九九 `十条 そ三第 の条一 評第項 価一の に項規 つ `定 い第に て二よ は項り

°府立

くすとらい地へ七へ 7るすせて区以十測 °るるは画下二量 者こ、整「条及 又とそ理機 び はがの事構国調 組で必業理土査 合き要の事交の にるの施長通た つ。限行等大め い第度の一臣の て三に準と、土 も条お備い都地 `第い又う道の そ一ては の項、施一県入 者の他行は知等 が規人の、事 当定のた第、 該に占め三市 土よ有に条町 地りす他第村 の土る人三長 属地土の項又 す区地占若は る画に有し独 区整 、すく立 域理自るは行 を事ら土第政 管業立地四法 轄をちに項人 す施入立、都 る行りち第市 市し、入三再 町よ又つ条生 村うはての機 長とそ測二構 のすの量又理 認る命しは事 可者じ、第長 を、た又三若 受個者は条し け人若調のく た施し査三は 場行くすの地 合者はる規方 に `委必定住 お組任要に宅 い合しがよ供 てをたあり給 は設者る施公 `立に場行社 同し立合す理 様よちにる事 とう入お土長

建 築 行 為 等  $\mathcal{O}$ 制 限 2

略

つで行次 て定のの はめ障各 国る害号 土移とに 交動な掲 通のるげ 大容おる 臣易そ公 のでれ告 `ながが そいああ の物るつ 他件土た のの地目 者設の後 が置形、 施若質第 行しの百 すく変三 るは更条 土た若第 地いし四 区積く項 画をはの 整行建公 理お築告 事う物が 業とそあ にすのる ある他日 つ者のま ては工で は、作は 都国物、 道土の施 府交新行 県通築地 知大 \区 事臣改内 のが築に 許施若お 可行しい をすくて 受るは、 け土増土 な地築地 け区を区 れ画行画 ば整い整

∫三二 一な理、理七 5 ・ 画 ら事又事十 四組の個な業は業六 合変人いに政の条 略へが更施。あ令施 す下が る本施 土項行 地にす 区おる 画い土 整て地 理「区 事事画 業業整 に計理 あ画事 つの業 て変に は更あ 、一つ 第とて 二いは 十う ` 一。そ 条)の 第に施 三つ行 項いに のてつ 公のい 告認て 又可の はの認 事公可 業告の 計 公 告 の又 は 施 行 地 区  $\mathcal{O}$ 変 更 を 含 む 事 業

) 略施(行 一行以者 画 変 更 に 0 11 7  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 公

な利で十関 い害定四係 。関め条簿 係る書 者簿施の か書行備 らを者付 前主はけ 項た、) のる規 簿事準 書務 ` の所規 閲に約 覧備 ` のえ定 請付款 求け又 がては あお施 つか行 たな規 場け程 合れ並 にばび おなに いら事 てな業 はい計 、。画 施 又 行 は 者 事 は業 基 正 本 当 方 な 針 事 及 由 てド が 換 な 地 計 ٧V  $\mathcal{O}$ 画 に に 関 す る れ を 义 拒 書 W そ

設 (区 略へ  $\smile$   $_{\mathcal{O}}$ の換地の申出等)

 
 6
 52第
 2第

 5 三二一し、「八」ら、令八」
 8つ 所も、当施4十住 て当有当の当当該行 五宅 (住該を該を該該申者(条先 略宅申目申除申申出は略の行 )が出的出く出出に 、)二建 建にとに。にが係第 設係す係一係次る一 さるるるがるに宅項 れ宅借宅存宅掲地の る地地地し地げを規 こに権になにる、定 とつ及地い建要換に がいび上こ築件地よ 確て地権と物に計る 実の役、。そ該画申 で換権永 の当に出 他しおが のないあ 工いてつ 作とそた 物認の場 へめ宅合 容る地に 易とには にきつ、 移はい遅 転、て滞 し当のな `該換く 又申地 、 は出を当 除に住該 却応宅申 すじ先出 るな行が こい建次 と旨設に がを区掲 で決内げ き定にる るし定要 もなめ件 のけらに でれれ該 国ばる当 土なべす 交らきる 通な宅と 省い地認 令。とめ しる で 定 てと  $\Diamond$ 指き る 定は

あ地を小 るに除作 と `く権 見第。、 込百一賃 ま十が借 れ七存権 る条しそ このなの と二い他 。第この 一と当 項。該 に 宅 規 地 定 を す 使 る 用 指 し 定 期 又 間 は を 収 経 益 過 す す る کے 日 ま が で で き に る 建 権 設 利 計 画 住 に 宅 従  $\mathcal{O}$ 

4 2 第 き ・ 八 へ 以都3十換 外道 六地 は府へ条計 `県略 そ知じるの 申 請 が あ 0 た 場 合 に お 11 て は 左  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ に 該 当 す る 事

画

略決

定

及

び

認

可

の事 認は 可 ` を第 レー な項 けに れ規 ば定 なす らる な認 レノ可  $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$ 実 が あ る لح 認

8

る

で

は

な

 $\mathcal{O}$ 

他

政

告

略換換申 ) 地地請 計計手 画画続 ののが 内決法 容定令 が手に 事続違 業又反 計はし 画内て の容い 内がる 容法こ と令と てに い違 触反 しし てて 1111 るる

5 分益指め八換 しとこあ行定 ながとる者 けでが場は れきで合、 ばるき又換 な権るは地 ら利。換処 なをこ地分 い有の計を 。す場画行 る合にう 者に基前

5 4 2 しべ効用 及 ・のは地の九へ 〜 なき力し前び第3部収をた十仮 略け土発、項地一 ∵れ地生又の積項〜をす定必条地 ばにのは規並の略指るす要 の なつ日収定び規一定こるが施指 らいを益にに定 なて、すよ仮に い定従るり換よ 。め前こ通地る らのと知の仮 れ宅がを指換 る地です定地 仮にきるのの につる場効指 こい権合力定 れて利に発は らこをお生 のれ有いのそ がおきに 権らすて日の あい換お 利のる `を仮 るて地い と、処て の権者仮通換 き従分、 目利が換知地 的をあ地しと は前を土 と有るとてな `の行地 なすとなする そ宅うの の地た区 るるきるるべ べ者はべもき 仮にめ画 きが `きの土 換つ必形 宅あこ土と地 地い要質 地るれ地すの にてがの 又とらにる所 つ地あ変 。有 はきのつ い上る更 そは者い て権場若 者 仮、合し の `にて 及 部こ仮地 に永にく び そ小おは 分れ換上 従 及ら地権 前 れ作い公 びのの ` ら権て共  $\mathcal{O}$ の、は施 仮者位永 宅 権賃 `設 換に置小 地 地そ及作 利借施の  $\mathcal{O}$ ののび権 所 の権行新 目そ地設 指宅地 有 定地積賃 的の区若 者 のに並借 に と他内し 効対び権 対 なののく る宅宅は 力すにそ L 発る仮の ベ地地変 生仮換他 きをに更 仮 の換地の 換 宅使つに 日地の土 地 地用い係 をと指地  $\mathcal{O}$ 又してる

4 2 第 地 処 分 は 関 係 権 利 者 に 換 地 計 画 に お 11 7 定 8 5 れ た 関 係 事 項 を 涌 知 L 7 す る ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る

5 処・百 6分国3三换 を土 条地 へし交へ 処 略た通略換分 一場大 合臣 又は は゛ 前換 項地 の処 届分 出を がし あた つ場 た合 場に 合お にい おて いは て、 はそ `*o* 換旨 地を 処公 分告 がし あな つけ たれ 旨ば をな 公ら 告な しい な。 け都 れ道 ば府 な県 ら知 な事 いは 都 道 府 県 が 換 地

第 り地準公す百へ 4に、告る十住 `規が者七宅 (建約あは条先 略設、つ、の行 計定た換二建 画款日地 に又の計第区 従は翌画八に つ施日に十お て行かお五け 住規らい条る 宅程起ての住 をで算当二宅 建定し該第の 設めて宅五建 しら指地項設 なれ定にのこ けた期つ規 れも間い定 ばのへてに なをそのよ らいの換り なう期地指 い。間が定 。次内住さ 項に宅れ にこ先た おれ行宅 いら建地 ての設に 同者区つ じが内い 。建にて ) 設定所 を計め有 経画ら権 過にれ又 す従たは るつ場住 日て合宅 ま住にの で宅お所 にをい有 、建てを 当設は目 該す、的 宅べ第と 地き百す にも三る つの条借 いと第地 てし四権 のて項を

換規の有

設

通な定を

知るの使

位

置

は、仮工

そ又換事

百〇 業  $\mathcal{O}$ 重 複 施 行  $\mathcal{O}$ 制 限 及 75 引

4

2 第 3 が 者 5 あ個が現二土 る人あに十地 、と施る施八区 略き行場行条画 は者合さ `又にれ

理 そはおて略事 の組いいご 土合てる 地はは土 区、、地 画第そ区 整一の画 理項土整 事に地理 業規区事 の定画業 引す整の 継る理施 に同事行 つ意業地 いをは区 て与いと そえ新な のよたつ 債うにて 権と施い 者す行る のる者区 同場と域 意合なに をにつつ 得おたい ない者で けてに れ 、引前 ば土き項 な地継の ら区が同 な画れ意 い整るを 。理も得 事のて 業と のす新 施るた 。に 行  $\mathcal{O}$ 施 た 行 8 者  $\mathcal{O}$ لح 借 な 入 0 金 た

第 三二一下百 の四 。各 号  $\mathcal{O}$ V ず れ カ に 該 当 す る 場 合 に お 11 7 は そ  $\mathcal{O}$ 行 為 を L た 組 合  $\mathcal{O}$ 理 事 監 事 又 は 清 算 人 は +万 円 以

 $^{\circ} \lambda$ だ

記百違含 載二反む ず八た) `条と又 又第きは 第 三 項 カュ 5 第 五. 項 ま で 第 + 五. 条 第 項

七六五四 及 事 第第第た第第第第び第第組過十 組実国百百八と八四四三第三二合料四 合を土二二十き十十十十三十十がに条 。四八七九十二八土処 条条条条六条条地す次 第の又第条第第区るの 一規は三第一七画 項定第項四項項整 のに四、項への理 規違十第に第規事 定反九四お三定業 にし条十い十に以 違てに五て六違外 反組規条準条反の し合定第用第し事 てのす四す四た業 簿残る項る項とを 書余書 、場にき営 を財類第合お 備産に五をい えを記十含て ず処載条む準 、分す第。用 又しべ五づす はたき項のる そと事又規場 のき項は定合 簿。を第にを せ十し。 は三 不項 実の の規 記定 載に を違 し反 たし とた きと 。き

十 十十九八 書 に 記 載 す ベ き 事 項 を 記 載 せ ず 若 L < は 不 実  $\mathcal{O}$ 記 載 を

L 。府規は定 県定第に 知に二違 事よ項反 若るのし し都規て く道定簿 は府に書 市県よの 町知る閲 村事都覧 長の道を 又命府拒 は令県ん 総に知だ 会違事と `反のき 総し検 会た査 のとを 部き妨 。げ た لح き

ニはー が隠交十十四 こペ通五五条 のい大条条第 法し臣第第二 律た 、三一項 のと都項項の 規き道の又規 定 に ょ る 公 告 を す ベ き 場 合 に お い て 公 告 を 廿 ず 会 若 又 L < は 不 は 実 総  $\mathcal{O}$ 代 公 会 告 に を 対 L L た لح 不 実  $\mathcal{O}$ 申 立 て を L 又

 $\bigcirc$ 都 市 再 開 発 法 昭 和 兀 + 兀 年 法 律 第 三 + 八 号 抄

義

第 十七六五一二〇 ( 条定 十施宅四 設 地 地へ建への 権略築公略法 つ物共ご律 施 に 市設 お 街の 11 地用 て 再に 開供 次 発さ  $\mathcal{O}$ 事れ 各 業て 号 にい に よる 掲 げ つ国 て、 る 建地 用 築方 語 さ公  $\mathcal{O}$ れ共 意 る団 義 建体 は 築そ そ 物の を他 れ ぞ い政 う令 n 。で 当 該 定 各 8 る 뭉 者 に  $\mathcal{O}$ 定 所 8 る 有 す る ろ 土 地 以 ょ

外

 $\mathcal{O}$ 

土

地

を

う

る

لح び 賃 11 う L 設 設 さ

建 物 0 所 有 を 目 的 す る 地 上 権 及 借 権 を た だ 臨 時 備 そ  $\mathcal{O}$ 他 時 使 用 0 た 8 定 れ た

<

+ 二が 明 十ら 三か な ~ \$ 略の を 除

2 第

3 るを五十二 5も前設人前一認 の項立以項条可 へとのす上に 略す規る共規へ )る定こ同定略 °にとしす よがてる りで、者 設き定は 立る款、 さ。及事 れび業 た 事計 業画 組 合 基の は 本決 方定 針に 玉 を先 土 交 定立 めつ 通 、て 省 令 国組 で 土合 定 交を  $\otimes$ 通設 る 省立 لح 令す でる 定必 ろ に め要 ょ るが り とあ こる ろ場 都 に合 道 府 よに 県 りお 1 知 事 都て  $\mathcal{O}$ 道は 認 府 可 県同 を 知項 受 事の け の規

認定

可に

をか

受か

けわ

てら

組ず

合

7

事

業

計

画

を

定

 $\aleph$ 

4

第 `経は `け同十へ だ可事び 都り再 道縦開 しのは意 府覧発 `申 `見 県に事 当請第書 知供業 該に十の 事さに 申あ一処 にれ関 請つ条理 意た係 にて第一 見事の 関は一 し、項 書業あ を計る 明施又 提画土 ら行は 出に地 か地第 すつ若 に区三 次一項 るいし

条をの

各管規

号轄定

のすに

一るよ

に市る

該町認

当村可

す長の

るに申

事 `請

実当が

が該あ

あ事つ

り業た

`計と

認画き

可をは

べ週施

き間行

で公地

な衆区

いのと

と縦な

認覧る

めにべ

る供き

とさ区

きせ域

はなへ

す二

。とに

`縦る

5 4 3 るき 県第申前とで都こ過 `当これ項六事 知十立項きあ道のす前該のばの条業 事一てのはる府限る項第限な規 計 に条の規そと県り日の一りら定都画 申第審定の認知でま規種でなに道の 告一理に旨め事なで定市ないよ府縦 し項によをるはいにに街い °る県覧 た又関る意と、。、よ地。た認知及 とはす意見き前 き第る見書は項 は三規書を事の 、項定の提業規 そのを内出計定 の規準容し画に 修定用のたによ 正にす審者必り による査に要意 係る。に通な見 つ知修書 る認 部可 いし正の 分を てなを提 に申 はけ加出 `れえが つ請 行ばるあ こてく いし てた 政なべつ と意は 不らきた `者 が見そ 服なこと 更が でがの に ` 審いとき きあ土 °をは こ第 査 るる地 命、 の三 法 じそ たき定 条項 `*O*) にの 昭 だは着 し、す 規規 そ内 和 定定 の容 すに + 意を 都覧物 るよ 市期件 七 見審 手り 年 書査 計間に 続事 法 にし 画満つ 係 ` に了い を業 律 るそ 行計 第 おのて 意の い日権 う画 百 べに 六 見意 ての利 き修 + を見 定翌を も正 号 採書 め日有 のを 択に らかす と加 中 す係 れらる べる すえ た起者 処 分 き意 事算又 。そ で見 項しは に  $\mathcal{O}$ なを にて参 0 旨 い採 つ二加 11 を て と択 い週組

る

都

渞

 $\mathcal{O}$ 

異

5 \_ \_ 七員 `略 職 (務 略)

8 7 2 第 〜監6十役 略事 では〜条の 又 は 組 合  $\mathcal{O}$ 職 員

لح

兼 ね

7

は

な

6

な

11

総

会

 $\mathcal{O}$ 

決

議

事

項

- 12 -

て間合

はを員

認す

めべ

+ 次  $\mathcal{O}$ 各 뭉 に 掲 げ る 事 項 は 総 会  $\mathcal{O}$ 議 決 を 経 な け n ば な 5 な 1

決 定

5 十事八事(条 二業 業略 代(計) 一行略画 略開一の  $\mathcal{O}$ 申

請

)始

6 5 4 32第 招員長条の 集がは招 を総、理集 請組必事 求合要長 し員がは たのあ、 と五る毎 き分と事 `一め年 理以る度 事上と一 長のき回 は同は通 `意 `常 そを何総 の得時会 請てでを 求、も招 の会 `集 あ議臨し つの時な 日的会れ かでをば 起る集ら 算事すな し項るい

でな の 期 い総 三へ きけ総理第間前。会組理十総 るれ会事十経項 の合事一会 はの認業 た目総け らあ招な 由 て及こ 11 二びと  $\mathcal{O}$ 十招が 日集で 以のき 内理る に由 臨を 時記 な 総載 い 会し をた 招書 集面 しを な組 け合 れに ば提

な

理

が

な

に

総

会

を

招

集

L

کے

き

は

事

は

同

項

 $\mathcal{O}$ 

な出

らし

なて

。ばを及一過の な招び条後規 ら集監第十定 なす事一日に いるを項以よ 。に選又内る たは挙はに請 だ、し第臨求 し少、二時が 、な又項総あ 緊くはの会つ 急と選規をた をも任定招場 要会すに集合 す議るよしに るをたるなお と開め認けい きくの可れて は日総をば、 `の会受な理 二五をけら事 日日招たな長 前前集者いが まましは °正 ででな、 ににけそ こ、れの れ会ば認 ら議な可 ののらの 事日な公 項時い告 を、。が あ 0 た 日 カュ b 起 算 L T + 日 以 内 と知 最 がし 初

組場 合所 員及 にび 通目 知的 しで てあ 、る 総事 会項 をを 招組 集合 す員 るに こ通

五一 二認 可

3 2 第 この の規第二十施 場定二略条行 合に条一のの によの つる二 い認第 て可三 準を項 用もの すつ規 るて定 °都に 市よ 計る 画施 法行 第者 五一 十以 九下 条「 第再 四開 項発 の会 規社 定し にと よい るう 認。 可一 とが み施 な行 すす 。 る 第市 七街 条地 の再 九開 第発 四事 項業 たに だつ しい 書て のは 規、 定第 は一 `項

3 2 第 生第六〇 員 会前前ず六十土 に項項ベ十三地 土ののき一条の 地規規損条 立 収定定失第施入 用ににを一行り 法よよ補項者等 (るる償若とに 昭協損ししな伴 和議失なくろう 二がのけはう損 十成補れ第と失 六立償ば三すの 年しにな項る補 法なつらの者償 律いいな規若` 第とてい定し 二きは。にく 百は、 よは 十 `損 る組 九損失 行合 号失を 為を <sup>・</sup>を与 に設 第与え よ立 九えた りし 十た者 他よ 四者と 人う 条又損 にと 損す 第は失 二損を 失る 項失受 を者 のをけ 与 又 規受た えは 定け者 た施 にたと と行 よ者が き者 るは協 はは 裁、議 そ第 決政し を令な の六 申でけ 損十 請定れ 失条 すめば を第 るるな 受一 ことら け項 とこな た若 がろい 者し でに。 にく きよ 対は るり し第 てニ `項 収 用 通又 委 常は

抄

け国条都 氽 貸 付 け

2 第

が

次

に

掲

げ

る

資

金

 $\mathcal{O}$ 

貸

付

け

を

行

う

لح

き

は

当

該

地

方

公

共

寸

体

に

対

L

当

該

貸

付

け

に

必

要

な

資

金

を

貸

L

一といに 一付 がてよ国のれ もり °必の街に市街ちれ街が方 要合地要街地前た地で公 が理再す地に項防にき共 あ的開る整お第災おる団 るか発費備け二街け 。体 とつ事用推る号区る 認健業に進市に整防 め全へ充機街掲備災 るな都て構地げ推街 と高市るにのる進区 き度再資対整土機の は利開金す備地構整 、用発のる改にで備 当と法貸同善該政の 該都《付法及当令促 地市昭け第びすで進 方機和 十商る定に 公能四 一業もめ関 共の十 条等のるす 団更四 第ののもる 体新年 三活買の法 にに法 号性取に律 対資律 に化り対へ 規のにす平 しす第 `る三 定一要る成 当た十 す体す同九 該め八 る的る法年 貸、号 土推費第法 付地 地進用二律 け方に のにに百第 に公よ う関充九四 必共る ちすて十十 要団市 前るる条九 な体街 項法資第号 第律金三〇 資が地 金次再 二第の号第 のに開 号十貸に二 二揭発 に条付規百 分げ事 掲第け定八 げー のる業 す十 一貸を る項 る九 以付い 土の 土条 内けう 地規 地第 をを。 に定 でー 該に 貸行以 政項 しう下 当よ 令の 付場同 すり で規 け合じ る指 定定 るに。 めに も定 こお〜 のさ るよ

一当に国定せつ全を同設 す定 、共区健以該関はめるた部有じ建市るめ市で、るは買た中の指密るは 同施へ全内貸し、ると場又す。築街当る街き特土、取中心の定集こ、 第け理利建でる権条号開用開行 三を法子築あと利第又発で発者 号行への物るこに三は法政会へ かう昭資又市ろ対号第第令社都 ら場和金は街に応に七二でへ市 第合二の施地よし規号条定都再 六に十貸設再りて定に第め市開 号お九付建開公与す規二る再発 まい年け築発募える定号範開法 敷組しら施すに囲発第 地合てれ行る規内法七 にの譲る地施定の第条 関組渡こ区設すも五の す合しとを建るの十十 る員よとい築施に条五 権がうなう物行充の第 利出とる。又者て二二 の資しも)はをる第項 全したの内施いた三に 部てにをに設うめ項規 又いも除宅建。のに定 はるかく地築以無規す 一法か。、敷下利定る 部人わ以借地こ子す個 のでら下地をののる人 取政ずこ権い号資再施 得令譲の又うに金開行 にで渡号は。おの発者 必定すに権以い貸会を 要めるお原下て付社い なるこいにこ同けをう V 費もとて基のじ う〜 用のが同づ号。 でにでじきに 。で ) 政 政取き。建おが 令得な一築い、 に令 対で

法設土なご付地土範き合はるご物地該も地るに地市り心市うさ市と地略発 第を地住をけ方地囲のに一者に又再市の再 九い区宅貸に公区内当お部 (関は開街 )開 条う画市し必共画の該いを施す施発地市発 第『整街付要団整も法て、行る設事再街事 五以理地けな体理の人、国者権建業開地業 項下法のる資が事にに施土を利築の発再を にこ第造こ金次業充対行交除へ敷施事開施 規の二成とへにへてす者通く施地行業発行 定項条をが第掲土るる又省。行べ者に組す すに第促で一げ地た当は令)地同へ要合る るお四進き号る区め該施でが区条都す又個 個い項しる又貸画の施行定当へ第市るは人 人てに、 。は付整無設者め該同六再費再施 施同規も 行じ定つ 者。すて をごる住 いの施宅 う種行及 類地び 以及区住 下びを宅 でて法 同規い地 じ模うの に、律 °等 °円 揭特第 一が以滑 げに百 る必十 又政下な は令同供 貸要九 付が号 土でじ給 地定。に けあし 区めご資 にるに 画るのす あとよ 整基面る つ認る てめ土 理準積次 組に、に はる地 `と区 合適公掲 に合共げ 当き画 該は整 対す施る 貸、理 する設土 るもへ地 付当事 当の同区 け該業 に地を 該を条画 必方い 十施第整 地行五理 要公う な典。 区す項事 画るに業 資団以 整個規で 金体下 理人定 のに同 二対じ 事施す施 分し。 業行る行 でさかの物て施

 $- \emptyset$ 

兀 五. 地をれ 画設区区 イる等 合行 資限当の 口 費が土に地都金る該面個計緑 る が地又 事 をいぞ土整の域域施事 区 いうれ地理種にを行業土が土用政地対区市の °業積人が地施特大 `区は土業土す う。当区事類含い地計地事地で令のすの計貸一務、施政法行定都施内借地計地る °以該画業及まう区画区業区政で合る面画付にを公行令へ地土市行の地を画区費 以下各整にびれ。のに画計画令定理当積にけ対行共者で昭区地地地宅権造に画用 下こ号理要規る以全お整画整でめ的該、お すう施又定和内区域区地へ成お整で このの事す模も下部い理に理定るか土公い るた設はめ四に画にの(借しい理政 の号政業る等のこ又て法お法め基つ地共て 施めの土る十お整お面土地てて法令 号に令へ費がにのは定第い第る準健区施定 行に種地面九け理け積地借賃定第で におで第用政あ号一め六て六範に全画設め 地必類区積年る事るに区家貸め六定 おい定一で令つに部ら条定条囲適な整のら 区要及画以法都業住政画法しら条め いてめ号政でておがれ第め第内合高理種れ 内なび整上律市 宅令整へ、れ第る の資規理で第計 て同る又令定はい景て六ら四のす度事類た 及で理平若て二範 同じ基はでめ、て観い項れ項もる利業及街 土力模組あ六画 び定法成しい項囲 。準前定る施同計るへてへのも用にび路 、等合る十法 住め第三くるへ内 。) に三め基行じ画土同い同にのに要規そ 宅る二年は土同の の信がか土八第 ) が適号る準地 。区地法る法充を資す模の 地割条法譲地法も 所用同ら地号七 有及号委区一条 の `合に範に区`域区第土第て施する等他 の合第律渡区第の 全保す掲囲適のに、画十地十る行る費がの 権びの託画第第 供を八第す画十に 部留るげ内合面含景整六区六たす次用政重 又技政を整三一 給乗項九る整六充 又地もるのす積ま観理条画条めるにで令要 は術令受理条項 のじに十事理条で は、の土もる及れ法事第整第の個掲政でな 借的でけ事第の 促て規号業事第る 進得定
ン
又
業
ー
た 一同に地のもびる

、業一理一無人げ令定公 地能定て業一規 部法限区にの施土平 項事項利施るでめ共 権力め土 項定 にたす第は を第る画充を行地成 に業に子行土定る施 のをる地 のに 関面る二住 にの 。整て施地区十 取有基区 す積宅条宅 おの者地め基設 規よ お お無 得す準画 国十一理る行区画六 い い資又区る準の 定る る以地第を い利 土六の事たす内整年 7 て金は画範に新 にるに整 に市 特上を一建 て子 交条施業めるの理法 必こ適理 準 準の土整囲適設 よ街 別でい号設 進の 要と合事 措あうにし 通第行での個景事律 用 用貸地理内合又 る化 用資 。規て 省一者 `無人観業第 す す付区事のすは なそす業 生 区 す金 置る 法と一定賃 る るけ画業もる変 令項(施利施計で百 費のるへ 産域 るの で又土行子行画、土 場 場 整でのも更 用他も前 緑で △認にす貸 場貸 定は地地の者区施号 合 合 理、にのに 昭めつるし でのの号 地政 合付 め第区区資又域行 和らい借 を を 組施充を関 政国にロ 地令 をけ る二画の金はの地第 含 含 合行て施す 令土限に 区で 五れて地若 含 と項整面の土面区八 で交る掲 の定 む む に地る行る 十るの権し む この理積貸地積の条 対区たす事 定通。げ 区め 年土換をく め省〜る ろ規法 `付区 °面第 すのめる業 域る 法地地いは に定第公け画次積二 る令の土  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る面の個を 内も 律区のう譲  $\mathcal{O}$ 当積無人含 整号二項 第画地。渡 よに二共 規 規 範で施地 規 のの 理に施第 該 `利施む 農の 六整積以す りよ条施 定 定 囲定行区 定 公り第設 組お行一 に 12 土公子行土 内めに画 十理及下る に 地区 募換三の 合い地号 ょ ょ 地共の者地 のる関整 を域 七事び同事 ょ し地項種 にて区に る る 区施資又区 も基す理 除内 号業保じ業 る 留。を てとに類 対同の規 高 市 画設金は画 の準る事 くに 住 。あ 地一行 譲し規及 すじ一定 度 街 整のの土整 にに業業 宅 つる る。部す 渡て定び 利 理種貸地理 充該務で のをう 先 地 +当一がる て当を、 し定す規 用 再 事類付区事 の農 条 地有者 行 よめる模 該 、景景 推 開 業及け画業 るす行施 地地 に 積すが 建 うな施等 土公観観 進 発 にび 整で たるう行 積へ 規 のる所 設 事 理 ` 合施有 とい行が 地共計計 要規 め者者地 の生 定 区 区

組施

のに

区

合産

す

計行権

が

し土者そ

区施画画

が

業

す模

対行 す者 る又 当は 該施 保行 留者 地で のあ 全る 部土 又地 は区 一画 部整 の理 取組 得合 にの 必組 要合 な員 費が 用出 で資

5 す及第国土国るら国政した るび一は地はこ第は令てに 資第項 `の `と五 `でいも 金二の民買土が号独定るか の号規間取地でま立め法か 一並定都り開きで行る人わ 部びに市に発る `政範でら をによ開必公。第法囲政ず 七人内令譲 号都ので渡 `市も定す 第再のめる 九生にるこ 号機充もと 及構てのが びにるにで 第対た取き 十しめ得な 号、のさか に独無せつ 掲立利るた げ行子と場 る政のき合 業法資のに 務人金当お (都の該い 委市貸法て 託再付人 に生けに施 基機 づ構 き法 行へ う平 も成 の十 を五 除年 く法 。律 一第 に百 要号 すし る第 資十 金一 の条 一第 部一 を項 貸第 レー 付号

7 6 。す る 法 律 昭 和 兀 +七 年 法 律 六 + 六 号 第 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 手 続 に ょ

要号条 る けか 貸都り発要社 し市指のなに 付再定推資対 け生さ進金し る特れにを ` こ別た関貸公 と措民すし有 が置間る付地 で法都特けの きへ市別る拡 る平開措こ大 。成発置との 十推法が推 四進へで進 年機昭きに 法構和る関 律(六 第以十 二下二 十一年 二民法 号間律 一都第 第市六 二機十 十構二 九一号 条と。 第い以 一う下 項。一 第一民 一に間 号対都 及し市 び、開 第同発 二法法 号第一 に四と 掲条い げ第う る一。 業項) 務第第 に一三

還 方 法

83 2第 `*o* 同規 条定 第に 五よ 項る 又貸 は付 第金 七、 項同 の条 規第 定 四 に項 よの る規 貸定 付に 金よ はる `貸 無付 利金 子の とう すち る同 。項 第 号 若 L < は 第 三 号 か 5 五. 号 ま で  $\mathcal{O}$ 貸

に、「金二〇 へよ同前7に前条利 略る条条 係条 率 も第第へる第へ、 の七五略も三略償 と項項での項で すの又 る規は 。定第 に七 よ項 るの 貸規 付定 金に によ ある つ貸 て付 は金 五の 年償 以還 内期 の間 据は 置 ` 期二 間十 を年 含へ む同 。条 ) 第 以五 内項 との し規 `定 そに のよ 償る 還貸 は付 `金 均に 等あ 半つ 年て 賦は 償十 還年 の以 方内 法の

行 政 不 服 審 査 法 昭 和 三 + 七 年 法 律 第 百 六 + 号

 $\bigcirc$ 

2 第 きニへ る審十参 。查四加 庁条人 は `利 必害 要関 が係 あ人 るは ٤ ` 認審 め査 る庁 との き許 は可 `を 利得 害て 関 、 係参 人加 に人 対と しし 、て 参当 加該 人審

と査

し請

て求

当に

該参

審加

査す

請る

求こ

にと

参が

加で

すき

るる

لح

を

求

8

る

لح

が

で

立

人

に

第 2 口二〇 前頭十審 項で五理 た意条の だ見方 しを審式 書述査 のべ請 場る求 合機の に会審 はを理 `与は 審え、 査な書 請け面 求れに 人ばよ 又なる はら ° 参なた 加いだ °L 審 杳 請 求 人 又 は 参 加 人  $\mathcal{O}$ 申 立 7 が あ 0 た لح き は 審 査 庁 は 申

人 は 審 査 庁  $\mathcal{O}$ 許 可 を 得 て 補 佐 人 لح ŧ に 出 頭 す る が で き

付

第

物二〇 を十証 提六拠 出条書 す類 べ審等 き査の 相請提 当求出 の人 期又 間は を参 定加 め人 たは ٤ ` き証 は拠 , 書 そ類 の又 期は 間証 内拠 に物 こを れ提 を出 提す 出る しこ なと けが れで ばき なる 5 なた いだ  $^{\circ}$   $^{\circ}$ 審 査 庁 が 証 拠 書 類 又 は 証 拁

第 い二つ る十参 事七考 実条人 をの 陳審陳 述查述 さ庁及 せはび ``鑑 又審定 は査の 鑑請要 定求求 を人 求若 めし るく こは と参 が加 で人 きの る申 7 に ょ ŋ 又 は 職 権 で 適 当 لح 認 8 る 者 に、 参 考 人 لح L て そ  $\mathcal{O}$ 知 0 7

第  $\mathcal{O} \stackrel{-}{=} \widehat{\phantom{a}}$ 提十物 出八件 を条の 求 提 め審出 `查要 か庁求 つは そ審 の査 提請 出求 さ人 れ若 たし 物く 件は を参 留加 め人 置の く申 ご 立 とて がに でよ きり る又 ゜は 職 権 で 書 類 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 件  $\mathcal{O}$ 所 持 人 に 対 l そ  $\mathcal{O}$ 物

件

2 第 立二〇 人審十検 に査九証 通庁条 知は し `審 、審査 こ査庁 れ請は に求、 立人審 ち又査 会は請 う参求 機加人 会人若 をのし 与申く え立は なて参 けに加 れよ人 ばりの な前申 ら項立 なのて い検に 。証よ をり し又 よは う職 と権 すで る、 と必 き要 はな `場 あ所 らに かつ じき め、 `検 そ証 のを 日す 時る 及こ びと 場が 所で をき 申る

第 三二

請

十審 条查 審求 查人 庁又 はは `参 審加 查人 請の 求審 人尋 若) L < は 参 加 人  $\mathcal{O}$ 申 立 て に ょ ŋ 又 は 職 権 で 審 査 請 求 人 又 は 参 加 人 を 審 尋 す る لح が で き る

第 をし三へ さく十職 せは一員 `参条に 又加 よ は人審る 前の査審 条意庁理 の見は手 規の、続 定陳必) に述要 よをが る聞あ 審かる 査せと 請、認 求第め 人二る 若十と し七き く条は はの、 参規そ 加定の 人に庁 のよの 審る職 尋参員 を考に さ人 、 せの第 る陳二 こ述十 とを五 が聞条 でか第 きせー る、項 。第た 二だ 十し 九書 条の 第規 一定 項に のよ 規る 定審 に査 よ請 る求 検人 証若

第 に十四へ つ三十審 い条八査 て、条請 の第一求 異三前に 議十節関 申四へす 立条第る て第十規 に三四定 準項条の 用、第準 す第一用 る四項) 。十本 条文 第、 一第 項十 か五 ら条 第第 五三 項項 ま ` で第 `+ 第七 四条 十 , 一第 条十 第八 二条 項 ` 及第 びニ 第十 四条 + , 三第 を十 除二 く条、 )第 O規十 定三 は条 処第 分三

 $\bigcirc$ 都 市 計 画 法 昭 和 兀 + 三 年 法 律 第 百 抄

2 第 5四~ 11条定

略略

 $\mathcal{O}\mathcal{O}$ をに いお うい 。て \_ 開 発 行 為 لح は 主 لح L 7 建 築 物  $\mathcal{O}$ 建 築 又 は 特 定 Т. 作 物  $\mathcal{O}$ 建 設  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る 目 的 で 行 な j 土 地  $\mathcal{O}$ 区 画

13 12 (形 16質こ (変法 略更律

一つ区七へ ハロイ い域条区 次てと 域 域化 区を 分防 上止 とし V) ) う計 。画 一的 をな 定市 め街 る化 こを と図 がる でた きめ る必 。要 たが だあ しる ىل 次き には 撂 げ都 る市 都計 市画

前 ○ 号中近首には市都区 略に部畿都掲、街市分 一掲圏圏圏げ区化計 げ開整整る域調画 る発備備土区整区 も整法法地分区域 の備第第のを域に の法二二区定とつ ほ第条条域めのい か二第第のる区で `条三三全も分無 大第項項部のへ秩 都三にに又と以序 市項規規はす下な にに定定一る「市 係規すす部。区街 る定るるを 都す既既含 市る成成む 計都都市都 画市市街市 区整区地計 域備域又画 と区又は区 し域は同域 て 同 条 条第 令 第四 で 四項 定 項に  $\Diamond$ に規 る 規定 定す ŧ する  $\mathcal{O}$ る近 近郊 郊整

整備

備地

区带

計に

区市

域街

に化

画

域

第

2

一ら当で三 な該行十 のく都化三第二種化農る該温は市 `当い申う四 に発 係行前 る為条 開をの 発除規 行く定 為。に が〜か すつ的すに地 次にか るいでる類域 のつわ たて行鉱すに 各いら め特う物るお 号てず のは、 市別開資建い い `市 街の発源築て 化条行 `物居 ず当街 区件為観の住 れ該化 光建し か申調 資築て に請整 源のい 該に区 そ用る 当係域 するに のに者 他供の る開係 のす日 と発る 資る常 認行開 源目生 め為発 の的活 る及行 有での 場び為 効行た 合そへ なうめ での主 利開必 な申と 用発要 け請し れのて 上行な ば手第 必為物 要 品 `続二 な  $\mathcal{O}$ 都が種 建 販 道同特 築 売 府条定 県にエ 物 加 又 知定作 は 事め物 工 はるの 第 `要建 修 種 理 開件設 築 特 発にの 定  $\mathcal{O}$ 許該用 工 業 可当に 作 務 をす供 物 を しるす  $\mathcal{O}$ てほる 建 はか目 ts. 築 ない的 店

兀 設し 性第条の一街 す当 又 舗 域を 内必 に要 おと いす てる 建政 築令 しで `定 又め はる 建事 設業 `O すの る用 こに と供 がす 困る 難建 な築 も物 の又 のは 建第 築一 又種 は特 建定 設工 の作 用物 にで 供 `

用は道基項一 特調業目特度建街事該 。請開条 に事府盤第項特定整 `的別 `設化業開 供業県施三の定工区林での湿の調場発 すのが設号規農作域業行条度用整そ区 る共国での定山物内若う件 `に区の域 目同又あ権に村のにし開を空供域他の 的化はる利よ地建おく発必気す内こ周 で又独建にる域築いは行要等るにれ辺 行は立築係公に若て漁為とに目存らの う中行物る告おし生業 開小政の土がけく産の 発企法建地あるはさ用 行業人築につ農建れに 為の中のおた林設る供 集小用い所業の農す 積企にて有等用産る の業供当権のに物建 活基す該移活供、築 性盤る所転性す林物 化整た有等化る産で に備め権促の目物第 寄機の移進た的若二 与構も転計めでし十 すとの等画の行く九 る一に促の基うは条 事体限進定盤開水第 業とる計め整発産一 のな。画る備行物項 用つごにとの為の第 にてに定こ促 如 一 理号 供助従めろ進 す成つるにに るすて利よ関 貯政 建る行用つす 蔵令 築中う目てる 若で 物小開的設法 し定 又企発(定律 くめ は業行同さへ はる 第者為項れ平 加建 第 `成 工築  $- \bigcirc$ 二又五 種行 に物 特う 号は年 必以 定他 に移法 要外 なの 工の 規転律 作事 定さ第 建も 物業 すれ七 築の の者 るた十 物の 農同二 建と 若建 築の 林法号 し築 又連 業第一 く又 等二第 は携 はは 建若 第市 活条九

兀

五.

4 2 第

· 五~ 九行

国3十施  $\mathcal{O}$ 機〔条者 関略

都

略

は 画い 著開区開開 し発域発発 く区に行区 不域お為域 適のけでの 当周る

○令利く 等又の定物務うるのるての適 前政で用は区のは四め等処ちと三目 、二当前る政と築市 各令定に業域用著 号でめ関務区途し開も用市政め市で該地も号とで必又化

八

九

げる項所に関り適域該 `

も事利をがのるる

次のにを建決

のに届有築定

い限けししさ

ずる出て `れ

かでもたは又

。たい又、

の者自は

がで己当

**、**、の該

当当業都

該該務市

目都の計

的市用画

に計にを

従画供変

つのす更

て決るし

、定第て

当又一市

該は種街

土変特化

地更定調

にの工整

関日作区

すか物域

るらをが

権起建拡

利算設張

のしすさ

行てるれ

使六目た

と月的際

し以で `

て内土自

行に地己

う国又の

開土は居

発交土住

行通地若

為省のし

れ

に

該

当

す

る

開

発

行

為

で

都

道

府

県

知

事

が

あ

5

か

じ

8

開

発

審

杳

会

 $\mathcal{O}$ 

議

を

経

た

\$

う定

こめ

とる

が面

当積

該を

都下

市ら

計な

のに府外建市れめにい域の準あ接

ほ行県の築計たらおも及号につし

かう知権物画もれけのび及従て `

開市

発街

行化

為を

と促

し進

てす

`る

政お

令そ

でれ

定が

めな

るい

基と

準認

にめ

従ら

いれ

都か

道つ 府 `

県市

の街

条化

例 区

で域

区内

域に

、お

目い

的て

又行

はう

予こ

定と

建が

築困

物難

八

るの理 `認

に定るすの分をく発の途町令ら街行地区のにが定要は調 掲め事る用に限不区にが村でれ化う区計と規不めな第整

る期を有供す定当の当開以め地域発画又てす当危の種域 も間都権するめと周し発下る域に行又は政るな険の特内

の内道以る都ら認辺な区こ基で隣為は集令建も物建定に

そびいお又 の次、おは

周号都む近

辺に道ね接

のお府五し

域てへ以か

に同指上つ

おじ定の、

け。都建自

る)市築然

環の等物的

境条又《社

の例は市会

保で事街的

全指務化諸

上定処区条

支す理域件

障る市内か

が土町にら

あ地村存市

るののす街

と区区る化

認域域も区

め内内の域

らににをと

れおあ含一

るいつむ体 用てて。的

途行はごな

とう `が日

し開当連常

て発該た生

都行指ん活

道為定し圏

府で都てを

県、市い構

の予等る成

条定又地し

例建は域て

で築事のい

地い県十

八八

°定る区開計画し定適るも一区

的当 な各こ令が物街

集落で築のの築工お

落地定物と貯又作い

地区め又し蔵は物て 区計るはて又建で現

計画建第政は設、に

画の築一令処のこエ

に区物種で理用れ業

定域又特定ににらの

め、は定め供供の用

ら地第工るすす事に

れ区一作もるる業供

た整種物の建目活さ

内備特のの築的動れ

容計定ほ建物でのて

に画工か築又行効い 適又作 `又はう率る

合は物市は第開化工

す集の街建一発を場

る落建化設種行図施

建地築区の特為る設

たに

めお

市け

街る

化事

調業

整と

区密

域接

内な

に関

お連

いを

て有

建す

築る

し事

、業

又の

は用

建に

設供

すす

るる

11

7

L

又

は

建 設

築区又域用定

物整は内に工

又備建に供作

は計設おす物

第画のいるで

種定に建的市

特め供築で街

定らすし行化

工れる `う区

作て目又開域

物い的は発内

のるで建行に

建区行設為お

木

難

又

は

不

築域うす

又に開る

は限発こ

建る行と

設。為が

0

用内

にに

供お

すい

一が用て目

七

す こ建

`面

と辺計市積 認に画街へ めお的化開 らけな区発 れる市域区 る市街に域 も街化おが の化をけ市 を図る街 促る市化 進上街調 すに化整 る支の区 お障状域 そが況の れな等内 がいか外 なとらに い認みわ

とめてた 認ら当る めれ該と らる申き れも請は のに 係そ るの 開全 発体 図の 域面 内積 にし おが い政 て令 行で

カュ 0 市 街 化 X 域 内 に お 1 7 行 う لح が

木 難 又

道 府 県 及 び 市 町 村 以 外 0 者 は 事 業 0 行 に 関 L て 行 政 関 0 免 可 認 可 等  $\mathcal{O}$ 処 分 を 必 要 لح

す

る

場

合

(画に 7事お 業い (をて 略施こ 行れ すら るの こ処 と分 がを で受 きけ るて 11 る لح き そ  $\mathcal{O}$ 他 特 別 な 事 情 が あ る 場 合 に お 11 て は 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 認 可 を 受 け て 都 市 計

5

 $\bigcirc$ 生 産 緑 地 法 昭 和 兀 + 九 年 法 律 第 九 + 八

一等三( で条生 用五等公 ` 産 一排百の害次市緑 略水平敷又に街地 ) そ方地は掲化地 のメの災げ区区 他一用害る域に のトにの条へ関 状ル供防件都す 況以す止に市る を上る `該計都 勘の土農当画市 案規地林す法計 し模と漁るへ画 てのし業一昭 農区てと団和 林域適調の四 漁でし和も十 業あてしの三 のるいたの年 継こる都区法 続とも市域律 が。の環に第 で境つ百 あのい号 る保て) こ全は第 と等、七 。良都条 好市第 な計一 生画項 活にの 環生規 境産定 の緑に 確地よ 保地る に区市 相を街 当定化 のめ区 効る域 用こを がとい あがう りで。 ヾ゚゚゚゠゙゚゚ かる内 。に あ る 農 地

設

可 能 な 条 件 を 備 え 7 11 る لح 認  $\otimes$ 5 れ る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ

る

0

公

共

施

 $\bigcirc$ 大 都 市 地 域 に お け る 住 宅 及 び 住 宅 地  $\mathcal{O}$ 供 給  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関 す る 特 别 措 置 法 昭 和 Ŧī. +年 法 律 第 六 +七 号

第 `+<sub>`</sub> 土条特 地 定 区土土 画地地 整区区 理画画 法整整 及理理 び促事 こ進業 の区し 章域 に内 定の め土 る地 とに こつ ろい にて よの る土 地 区 画 整 理 事 業 以 下 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業 لح 11 う に 0 11 て

 $\bigcirc$ 民 間 都 市 開 発  $\mathcal{O}$ 推 進 に 関 す る 特 别 措 置 法 昭 和 六 + 年 法 律 第 六 十 抄

第 一四( 条機

に居掲るる 業特限住げ民上特 構 に定る者る間で定機の あ民。等民都そ民構業 つ間一の間市の間は務 て都を利都開事都、 は市負便市発業市次 開担の開事を開に 公発し増発業推発掲 共事て進事を進事げ 施業、に業いす業る 設を当寄にうるへ業 等施該与あ。こ第務 の行事すつ以と二を 整す業るて下が条行 備るに施はこ特第う に者参設 `のに二も 要に加へ公条有項の す対す以共に効第と るしる下施おなーす 費、ここ設い地号る 用当との並て域に °条び同と掲 ににじしげ おこ。てる いれ一政民 てにに令間 「準つで都 公ずい定市 共るてめ開 施避、る発 設難当地事 等施該域業 一設事にの と `業おう い駐のいち う車施て地 。場行施域 ) そに行社 のの要さ会 整他すれに 備のるるお に建費もけ 要築用のる す物の及都 るの一び市 費利部同の 用用气項健 の者同第全 額及項二な のび第号発 範都一に展 囲市号掲を 内のにげ図

該 に事 充業 ての る施 た行 めに の要 長す 期る か費 つ用 低へ 利第 のニ 資条 金第  $\mathcal{O}$ 融項 通第 を一 行号 うに こ掲 とげ °る 民 間 都 市

開

発

- 六五四三 前民民民 (各間間間 略号都都都 一に市市市 揭開開開 げ発発発 る事事事 業業業業 務のをの に推施基 附進行礎 帯にす的 す関る調 るす者査 業るにの 務調対実 を査し施 行研 、に う究必対 こを要す と行なる 。う資助 こ金成 とのを 。あ行 つうせこ んと を 行うこと。

第 及 2

・ 簿 対 十 🤇 3 `し一報 書 `条告 (類当 略そ該国び の業土検 他務交查 の若通) 物し大 件く臣 をはは 検資 ` 查産第 さの四 せ状条 る況第 こに一 と関項 がし各 で報号 き告に るを掲 。さげ せる `業 又務 はの そ適 の正 職な 員運 に営 、を 機確 構保 のす 事る 務た 所め に必 立要 ちが 入あ りる ٠ ٢ 業認 務め のる 状と 況き 若は く機 は構

2

第 0+改二改 善条善 に命 必国令 要土 な交 措通 置大 を臣 採は る ` ベ第 き四 こ条 と第 を一 命項 じ各 る号 こに と掲 がげ でる き業 る務  $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$ 運 営 に 関 L 改 善 が 必 要 で あ る لح 認  $\otimes$ る لح き は 機 構 に 対 し、

第 る務十へ こに四指 と関条定 がすを でる前取 き所条り る要第消  $^{\circ}$   $\mathcal{O}$  -  $\mathcal{L}$ 経項た 過の場 措規合 置定に へにお 罰よけ 則りる に第経 関三過 す条措 る第置 経一〇 過項 措の 置指 を定 含を む取 ° ŋ ○ 消 はし 、た 合場 理合 的に にお 必け 要る と第 判四 断条 さ第 れー る項 範第 用一 内号 に及 おび い第 、号 政に 令 掲 でげ 定る め業

 $\dot{+}$ 第忌第条 十避十 二し一次 条た条の の者第各 一号 項の  $\emptyset$   $\overline{\phantom{a}}$ 規に 定該 に当 よす るる 報者 告は を、 せ二 ず十 、万 若円 し以 く下 はの 虚罰 偽金 のに 報処 告す をる L 又 は 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 検 査 を 拒 4 妨 げ 若 L

は 規 定 に ょ る 玉 土 交 通 大 臣  $\mathcal{O}$ 処 分 に 違 反 L た

 $\bigcirc$ 借 地 借 家 法 亚 成 三 年 法 律 第 九 +号 抄

第 - - \_ 条 定 義 五借 地こ (権の 略法 ) 建律 物に のお 所い 有て を、 目次 的の と各 す号 るに 地掲 上げ 権る 又用 は語 土の 地意 の義 賃は 借 `

権当

を該

い各

う号

。に

定

 $\emptyset$ 

る

ところ

ょ

 $\bigcirc$ 不 動 産 特 定 共 同 事 業 法 亚 成 六 年 法 律 第 七 + 七 号) 抄

<

そ

帳に

五四 一をの 該て 含締ここ条定 ( 者契 方 略の約前外が当不当不各む結のの ~保を各国当事動事動当 。の法法へ 護含号の該者産者産事ご態律律略 をむに法不の取の取者と様にに 確 。掲令動一引一引がし、おお 保一げに産方か方を、て当いい すでる基にがらが営出政事てて るあもづよ相生相み資令者「「 こっのくり手ず手 `をでの不不 とての契不方る方当行定関動動 が、ほ約動の利の該いめ係産産 必当かで産行益行不、る等特取 要該 `あ取うのう動そもを定引 な不不つ引不分不産のの勘共し も動動てを動配動取出を案同と の産産、営産を産引資除し事は と取取前み取行取かにいて業 ` し引引三、引う引らよた収契不 てにか号当のこの生るも益約動 政係らに該たとたず共の又一産 令る生掲不めをめる同をはとの で事ずげ動自約出収のい利は売 定業るる産らす資益事う益、買 めの収も取のるをの業。の次 る公益の引共契行分と 分に交 も正又にか有約い配し 配揭换 `をて の及は相らに をげ又 相行 ` び利当生属 受るは 当益すずす 手うそ け契賃 該のるるる 方この る約貸 がとう 不分も収不 者(借 動配の益動 そをち の予を 産を の産 の約の 保約い 取行 分の 出す一 護をう 引う が含 配賃 資る人 かこ を貸 さ契又 確む らと 保。 行を れ約は さし 生を うし た 数 ず約 財 人 れで るす と又  $\mathcal{O}$ 産 てあ をは 者 12 収る いつ 益契 約そ ょ るて に すの 又約 ŋ そ ٤ ` 不 はへ る賃  $\mathcal{O}$ 認契 利外 契貸 動 め約 らへ 益国 約の 産 務 れ予  $\mathcal{O}$ 委 取  $\mathcal{O}$ 分法 任 引 る約 執 契を 配令 を を 行

3 2 第

をに

受基

けづ

るく

L

相

丰

を

委

任

L

当

約含

へ 予 。

約一